

# 環境委員会資料

## 2 所管事務の調査（報告）

### (1) 民間保有係留施設前の放置船に対する行政代執行の実施について

資 料 民間保有係留施設前の放置船に対する行政代執行の実施について

港 湾 局

(令和8年6月12日)

# 民間保有係留施設前の放置船に対する行政代執行の実施について



## 1 事案の概要

平成30年10月から、日本ダスト株式会社白石工場の棧橋に係留、その後放置され、現在は劣化等により一部水没している個人所有の遊覧船(以下「本船」という。)について、所有者等による自主撤去が見込まれず、また本船が転覆、漂流等した場合、周辺企業及び航行船舶に支障を及ぼすことから、行政代執行による撤去を実施する。

## 2 本船の位置図及び現況



(本船の詳細情報)

船種:汽船 船名:Anniversary Cruise 船籍港:東京都 総トン数:171トン  
全長:24.7メートル 進水年月:平成9年6月 所有者:個人

## 3 放置に至った経緯

- ①平成30年 5月:棧橋所有者(日本ダスト株式会社)及び本船の運航会社(株式会社フインセールマリン)との間で、棧橋の使用に関する契約を締結(平成31年2月契約解除)
- ②平成30年10月:棧橋前面に本船があることを市が初めて確認  
11月:棧橋所有者に対し本船を移動するよう文書で指導
- ③令和 元年10月:棧橋所有者及び運航会社に対し本船を移動するよう文書で指導
- ④令和 元年10月:棧橋所有者が運航会社、運航会社代表及び本船所有者を被告として出訴
- ⑤令和 3年10月:棧橋所有者が高裁で勝訴(最高裁は上告不受理(棄却))  
判決 本船所有者、運航会社は本船を撤去し水域を明け渡せ、未払い使用料等を支払え。
- ⑥令和 6年 2月:運航会社、本船所有者宛に本船撤去するよう文書で指導
- ⑦令和 7年 2月:強風により本船が傾き、1階部分が浸水(油漏れ等が発生)

## 4 放置船の解消手法の検討

### (1)本船所有者及び運航会社による自主撤去→実現困難

本市は、当事者間が撤去すべきものであり、また民衆で争っていたこともあることから、その結果により撤去が進展するものと都度確認してきたが、本船所有者(代理人弁護士)及び棧橋所有者とのヒアリングにより、**本船所有者及び運航会社に資産がない**ため、自ら撤去することが困難である。

### (2)棧橋所有者の強制執行による撤去→実現困難

棧橋所有者は、判決に基づく債務名義により強制執行(①本船所有者財産の差押え、②本船の撤去)の申立てが可能だが、本船所有者と運航会社から費用回収できる見込みがなく、更に金銭的負担が生じることになるため、**強制執行に踏み切る意思はない**。(※)棧橋所有者が判決に基づく強制執行することは「権利」であり「義務」ではない。また本市から強制執行を命令できる法的根拠もない。

### (3)棧橋所有者としての責任→法的責任は問えない

棧橋所有者と本船所有者等による棧橋利用に関する**契約締結行為は、営利行為であり、不法行為には該当しない**。

→民法第709条に基づく損害賠償請求はできず、棧橋所有者としての法的責任は問えない。

### (4)本市(港湾管理者)による撤去

今後、強風や時間経過によってロープが破断し、放置された本船が横倒しとなり、あるいは漂流した場合、周辺企業の事業活動や、航行船舶への影響(護岸損傷や航行禁止等)が生じる。

当事者間による本船の撤去等が難しい中、この状態を放置しておくことは港湾法第12条「港湾区域を良好な状態に維持する」という**港湾管理者の業務を怠ることになる**ため、適切に本船撤去等を行う必要が生じている。

(参考)

第十二条 港務局は、次の業務を行う。

二 港湾区域及び港務局の管理する港湾施設を良好な状態に維持すること(港湾区域内における漂流物、廢船その他船舶航行に支障を及ぼすおそれがある物の除去及び港湾区域内の水域の清掃その他の汚染の防除を含む。)

※港湾法第34条により、港湾管理者としての業務に関しては第12条の規定を準用する。

# 民間保有係留施設前の放置船に対する行政代執行の実施について



## 5 行政代執行実施の判断

### (1) 行政代執行の実施要件 (行政代執行法第2条)

#### ア 法律により直接命ぜられ、又は法律に基づき行政庁により命ぜられた行為

- ・港湾法第56条の4第1項に基づく撤去命令がなされている。  
(令和8年4月24日発出)

#### イ 他人が代ってなすことができる行為に限る。

- ・法令で一定の行為を禁止している場合に当該禁止に違反しただけでは代執行の対象にならないが、上記撤去命令により、代替的作為義務の違反状況となる。

#### ウ 他の手段によってその履行を確保することが困難

- ・行政指導等により本船所有者及び運航会社に対し自主撤去をするよう継続的に交渉してきたが、その見込みがなくなり、これにより撤去の履行手段がなくなった。

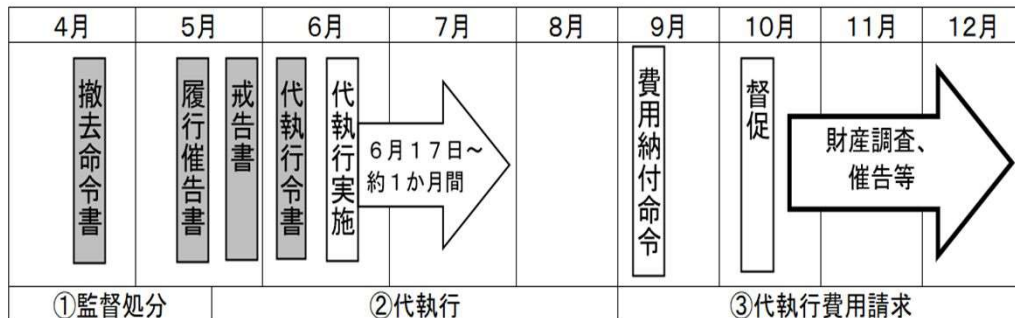
#### エ その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるとき。

- ・港湾管理者として港湾法第12条に規定する業務を実施できないことが、著しく公益に反している。

### (2) 行政代執行実施の判断

- ・本件については、(1)のア～エの行政代執行の要件を全て満たしている。
- ・行政代執行法に基づく戒告書に定める期限内(令和8年6月5日)に撤去されなかったことを確認したため、代執行実施に踏み切る決断をした。

## 6 行政代執行等のスケジュール



■ 実施済み □ 実施予定

### (1) 監督処分

- ① 撤去命令書 (港湾法第56条の4①) 令和8年4月24日送付済
  - ・所有者及び運航会社に対し、本市が指定する期限までに船体を撤去するよう命じた。
- ② 履行催告書 令和8年5月21日送付済

### (2) 代執行

- ③ 戒告書(行政代執行法第3条①) 令和8年5月29日送付済
  - ・令和8年6月5日までに船体を撤去しないときは、代執行を実施する旨を通知
- ④ 代執行令書(同法第3条②)
  - ・代執行の実施を通知 令和8年6月8日送付済
- ⑤ 代執行(予定)
  - ・内容 本船は水没しており、また船体の劣化等も著しいため、本船所有者の同意を得て現地にて重機等で本船を解体・撤去する。  
※解体した船体は、保管せず事務管理として別途処分する。
  - ・期間 令和8年6月17日～約1か月(天候等により、開始日又は終了期間が変更となる可能性がある。)
  - ・費用 33,308,000円(一般競争入札にて請負業者を決定:契約日5月22日)  
本船には長年の放置によりヘドロ等が堆積しており、状況によっては作業内容が変更となり、費用も増額となる可能性がある。  
この他に、処分費用が発生する。(作業終了後に積算する。)  
※作業日数、撤去手法の見直し等による撤去費用の増について  
令和8年1月22日環境委員会報告:概算2,400万円  
(理由)作業日数の増(約14日→約30日)、使用重機の変更等

### (3) 代執行費用請求

- ⑥ 代執行費用納付命令
  - ・代執行費用の納付を命じる。
- ⑦ 督促状(地方自治法第231条の3①)
  - ・所有者及び運航会社が代執行費用納付命令に応じないときは、督促状等を送付する。

### (4) 滞納処分

- ⑧ 財産調査
  - ・代執行費用を納付しないときは、国税滞納処分の例により財産調査をしたうえで、対応を検討する。(国税徴収法第47、89、129条等)

## 7 所有者等に対する刑事告発について

### 罰則適用(港湾法第63条)⇒川崎港放置等禁止区域内における本船への対応

- ①概要:本船は川崎港放置等禁止区域内に許可なく放置されており、所有者等は撤去義務を果たさず、本船を放置し続けていることから、港湾法違反として罰則の適用を求め代執行の実施に併せて本船所有者及び運航会社を告発した。  
(令和8年6月8日付で川崎海上保安署長あて告発状を提出)  
⇒告発を行うことで、今後の放置船の抑止につなげる。

- ②罰則内容:1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

# 民間保有係留施設前の放置船に対する行政代執行の実施について(参考)



① 放置船位置

本船



② 航行船舶が回頭する様子



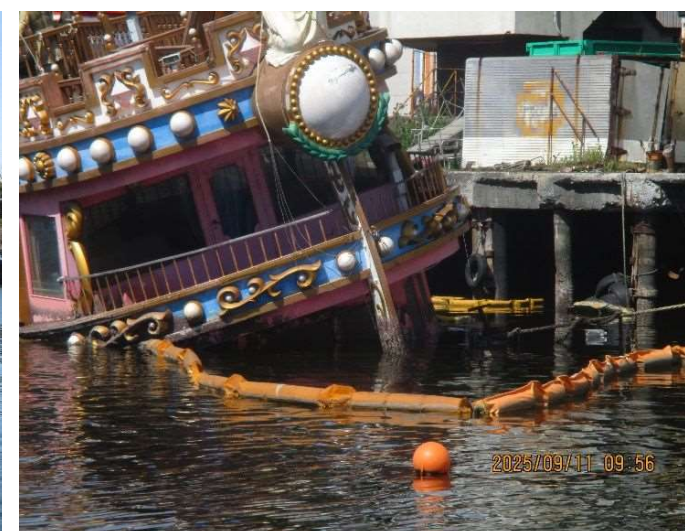
③ 放置船現況(大川橋より)



④ 放置船現況(全体)



⑤ 放置船現況(船尾側)



⑥ 放置船現況(船首側)